

証券コード3778
平成23年6月3日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町一丁目8番14号
さくらインターネット株式会社
代表取締役社長 田 中 邦 裕

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月20日（月曜日）午後5時までには到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 14階 「浪鳴館」
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第12期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakura.ad.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、一時は持ち直しに向けた動きがみられたものの、本年3月11日に発生した東日本大震災の影響などにより、その先行きは不透明な状況にあります。

このような経済情勢に対して、IT市場においては、スマートフォンやタブレット端末といったモバイルデバイスの急速な浸透が牽引し、その成長率は回復傾向にあります。さらに、当社の所属するインターネットデータセンター市場では、モバイルコンテンツを中心としたデータ（トラフィック）量の増大に加え、企業のITアウトソーシングに対する抵抗感の薄らぎといった好材料もあり、他のIT市場と比較しても高い成長が続いております。

このような状況の中、当社はコストパフォーマンスに優れたサービスを継続的に提供することにより、他社との差別化を図ってまいりました。その結果、新サービスの投入やサービスラインナップの拡充、既存サービスの機能強化などが奏功し、当事業年度の売上高は8,584,389千円（前事業年度比9.9%増）となりました。

営業利益につきましては、堂島データセンターのフロア増床に伴う減価償却費と賃借料の増加や、東京支社のフロア増床に伴う地代家賃の増加などがあったものの、売上高の増加に加え、収益性の高いホスティングサービスの売上構成比が増加したことと、前期に発生した販売管理システムの減損に伴う減価償却費負担が減少したことなどにより、1,225,427千円（前事業年度比63.7%増）となりました。

経常利益につきましては、営業利益の大幅な増加などにより、1,194,601千円（前事業年度比65.0%増）となりました。

当期純利益につきましては、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額や、データセンターの統廃合計画の一環として池袋データセンターの閉鎖に伴う減損損失の計上などがあったものの、経常利益の大幅な増加などにより、572,818千円（前事業年度比1.0%増）となりました。

サービス別の状況は以下のとおりです。

①ハウジングサービス

競合企業のデータセンター新設・増床によるラック供給量の増加に加え、企業のITコスト削減要求の高まりなどにより、受注環境は一段と厳しさを増しておりますが、営業活動に注力した結果、ハウジングサービスの売上高は3,019,695千円（前事業年度比0.5%増）となりました。

②専用サーバサービス

ソーシャルアプリやスマートフォンアプリに代表されるモバイルコンテンツ市場の目覚ましい発展などを背景に、前期より提供を開始した「専用サーバ Platform St」の好調な受注や既存サービスの機能強化に取り組んだ結果、専用サーバサービスの売上高は3,184,327千円（前事業年度比19.3%増）となりました。

③レンタルサーバサービス

低価格帯サービスへの需要が増加する一方で、高機能サービスを求める顧客層も多く、ニーズの多様化が進んでおります。このような状況の中、上位サービスの投入によるサービスラインナップの拡充や既存サービスの機能強化に取り組んだ結果、レンタルサーバサービスの売上高は1,469,545千円（前事業年度比22.9%増）となりました。

④その他サービス

新たに投入した「さくらのVPS（平成22年9月1日より提供開始）」の受注は好調な滑り出しを見せておりますが、ハウジングサービスの新規受注が伸び悩んだことによるサーバ構築コンサルティングサービスなどの受注減や前期に提供を終了したインターネット接続サービスに係る売上高の剥落などにより、その他サービスの売上高は910,822千円（前事業年度比3.4%減）となりました。

サービス区分別の状況

サービス区分	前事業年度		当事業年度		前事業年度比 (%)
	売上高(百万円)	売上高 構成比率(%)	売上高(百万円)	売上高 構成比率(%)	
ハウジングサービス	3,004	38.5	3,019	35.2	100.5%
専用サーバサービス	2,669	34.2	3,184	37.1	119.3%
レンタルサーバサービス	1,195	15.3	1,469	17.1	122.9%
その他サービス	942	12.0	910	10.6	96.6%
合計	7,812	100.0	8,584	100.0	109.9%

(2) 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資の総額は、3,343,980千円であり、主要なものは、石狩データセンター建設に伴う用地取得費及び建設費、並びに堂島データセンターラック設備等、レンタルサーバサービス及び専用サーバサービスに使用するサーバ器材等であります。

(3) 資金調達の状況

石狩データセンター建設資金として、当事業年度中に株式会社みずほ銀行他3行から合計3,500,000千円の借入れを行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、持続的な企業成長と安定的な配当を実現するための原資確保の観点から、中長期的な経営戦略の遂行・実現により、平成24年3月期の売上高100億円、経常利益10億円（売上高対経常利益率10%）の達成を中期的な目標値として掲げており、前述の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおり、当事業年度において経常利益11.9億円（売上高対経常利益率13.9%）と、利益面においては計画より1年前倒しで達成いたしました。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境が計画策定時から大きく変化したことに加え、東日本大震災の影響により景気の先行きが不透明であることと、今夏予想される電力不足に伴う受注活動への影響などを勘案した結果、上記に掲げた平成24年3月期の売上高100億円、経常利益10億円（売上高対経常利益率10%）の達成は困難な状況にあります。今後も上記目標値の早期達成に向けて、次の主要な施策に取り組んでまいります。

●事業・サービス戦略

- ・高品質で低価格、革新的で面白いサービスを次々と生み出す企画・開発体制の構築
- ・サービスレベル・顧客満足度の向上とコストダウンを同時に実現する運用・サポート体制の構築
- ・営業と技術が丸となって、顧客のあらゆる課題解決を行うトータルソリューションの提供

●ITインフラ調達戦略

- ・ネットワークの信頼性向上と中長期視点に立った全体構成の最適化
- ・最新設備の調達と陳腐化設備の閉鎖、都市型・郊外型の最適配分によるデータセンター最適化戦略の推進
- ・ファシリティとサービスにマッチし、コスト競争力に優れたサーバ開発・調達体制の構築

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 9 期 (平成20年 3 月期)	第 10 期 (平成21年 3 月期)	第 11 期 (平成22年 3 月期)	第 12 期 (平成23年 3 月期)
売 上 高(千円)	6,204,928	7,106,794	7,812,463	8,584,389
経 常 利 益(千円)	85,171	349,312	723,854	1,194,601
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△619,786	374,126	567,098	572,818
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)(円)	△18,262.31	8,315.06	12,906.39	13,202.24
総 資 産(千円)	5,097,779	4,791,589	5,077,518	9,809,115
純 資 産(千円)	932,055	1,313,592	1,755,046	2,284,107

(6) 重要な親会社の状況

双日株式会社が実施した当社普通株式に対する公開買付けの結果、平成23年3月30日付で、双日株式会社の所有議決権数は17,482個、議決権所有割合は40.29%となりました。また、双日株式会社は、当社の代表取締役社長である田中邦裕の資産管理会社でかつ当社の第二位株主である株式会社田中邦裕事務所（所有議決権数4,665個、議決権所有割合10.75%）との間で、双日株式会社が決定した内容と同一の内容の議決権を行使することを合意していることから、実質支配力基準により、双日株式会社は当社の親会社となっております。

(7) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社は、自社でデータセンターの運営とインターネットのバックボーンを構築し、それらを基にしたインターネットサービスを提供する事業を行っております。当社が提供するインターネットサービスは、以下のとおりであります。

①ハウジングサービス

当社が運営するデータセンター内のスペースを、インターネットへの接続を行うための通信回線とともに、ラック単位で提供するサービス。

②専用サーバサービス

当社が所有するサーバを顧客に貸与するサービスで、1台のサーバを顧客が専用で利用するサービス。

③ レンタルサーバサービス

当社が所有するサーバを顧客に貸与するサービスで、1台のサーバを複数の顧客が共同で利用するサービス。

④ その他サービス

前述の主たる業務に付帯するサービスや「さくらのVPS」などの新サービス。

(8) 主要な営業所等（平成23年3月31日現在）

本 社：大阪市中央区南本町一丁目8番14号 堺筋本町ビル9階

東京支社：東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル33階

データセンター：堂島（大阪市）、池袋、東新宿、西新宿、代官山（以上、東京都）

(9) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
169名	3名減	34.67歳	4.75年

(注) 従業員数には、契約社員、派遣社員及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,530,500千円
株式会社商工組合中央金庫	1,000,000千円
株式会社北洋銀行	700,000千円
株式会社日本政策投資銀行	300,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、顧客企業のIT資産に対する意識が「所有」から「利用」へとシフトしていることや、急速に拡大するクラウドサービスへの需要に対して、同サービスに最適化されたデータセンターが現時点では存在しない事実を背景に、平成22年6月21日に北海道石狩市に自社サービスに最適化した寒冷地立地の郊外型大規模データセンターの建設計画を決議し、平成22年11月30日に土地を取得、平成23年2月25日に第1期建設工事に関する設計施工一括契約を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 124,000株
- (2) 発行済株式の総数 43,388株
- (3) 株主数 2,574名
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
双日株式会社	17,482	40.29
株式会社田中邦裕事務所	4,665	10.75
田中邦裕	2,205	5.08
鷺北賢	1,370	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	725	1.67
萩原保克	563	1.29
笹田亮	483	1.11
CSSEL SPECIAL CSTDY AC EXCL FBO CUS (PB NON-TREATY)	400	0.92
CACEIS BANK, ORDINARY ACCOUNT	394	0.90
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	388	0.89

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数
316個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式 316株（新株予約権1個につき1株）
- ③ 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役	第2回新株予約権(291,394円)	平成20年6月28日から 平成23年6月27日まで	25個	2名
監査役	第2回新株予約権(291,394円)	平成20年6月28日から 平成23年6月27日まで	15個	3名

(注) 社外取締役には新株予約権を付与していません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 邦 裕	株式会社田中邦裕事務所 代表取締役社長 内部監査室、新規事業室、さくらインターネット研究所担当
取締役副社長	舘 野 正 明	内部監査室室長、新規事業室室長 企画部、総務部、情報システム室担当 総務部部长、企画部部长
取締役	川 田 正 貴	経理財務部、リスクマネジメント室担当 経理財務部部长
取締役	澤 村 徹	運用部、開発部担当 運用部部长、開発部部长
取締役	瓦 谷 晋 一	双日株式会社 機械部門長補佐 兼 産業情報本部長 日商エレクトロニクス株式会社 代表取締役副社長 株式会社インデックス 社外取締役 NetEnrich株式会社 社外取締役
取締役 (常勤)監査役	村 上 宗 久	営業部担当、営業部部长
監査役	野 崎 國 弘	
監査役	小 川 清 司	
監査役	梅 木 敏 行	オシリス株式会社 取締役
監査役	吉 田 昌 義	吉田税理士事務所代表

- (注)
1. 取締役瓦谷晋一氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
 2. 監査役小川清司氏、梅木敏行氏及び吉田昌義氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
 3. 監査役吉田昌義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役吉田昌義氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 5. 社外取締役瓦谷晋一氏は、事業年度末日後の平成23年4月1日付で日商エレクトロニクス株式会社の代表取締役社長に就任しております。
 6. 双日株式会社は、当社の親会社にあたります。前記のとおり、双日株式会社は、平成23年3月30日付で当社の親会社となりました。
 7. 当社と日商エレクトロニクス株式会社との間には資材の仕入についての取引がございます。
 8. 当社と株式会社インデックスとの間に重要な取引その他の関係はございません。
 9. 当社とNetEnrich株式会社との間に重要な取引その他の関係はございません。

10. 当社とオシリス株式会社との間に重要な取引その他の関係はございません。
 11. 当社と吉田税理士事務所との間に重要な取引その他の関係はございません。
 12. 平成23年5月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動後の担当
田中 邦裕	内部監査室、新規事業室、さくらインターネット研究所、 開発部担当 内部監査室室長、新規事業室室長、開発部部長
澤村 徹	運用部担当 運用部部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	90,600千円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	17,040千円 (8,640千円)
合計	9名	107,640千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月24日開催の第11回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内）と決議いただいております。また、これとは別枠で、平成18年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額20,000千円以内の新株予約権の支給を決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成12年10月2日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。また、これとは別枠で、平成18年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額10,000千円以内の新株予約権の支給を決議いただいております。
3. 上記には、無報酬の社外取締役は含めておりません。

② 報酬等の内容の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。

各取締役の報酬額は、代表取締役が業務分掌の内容及び業績への貢献度などを総合的に勘案し、取締役会に提案のうえ、決定しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては8頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 社外取締役及び社外監査役の活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言内容

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	瓦 谷 晋 一	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回出席し、主に当業界における豊富な経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	小 川 清 司	当事業年度開催の取締役会には、13回中12回、また、監査役会には13回中12回出席し、主に当業界における豊富な経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	梅 木 敏 行	当事業年度開催の取締役会には、13回中12回、また、監査役会には13回中12回出席し、主に当業界における豊富な経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	吉 田 昌 義	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会には13回中13回出席し、主に税理士として専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 26,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「国際財務報告基準への移行等にかかる助言業務」を委託しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

当社の業務の適正を確保するための内部統制の整備について取締役会で決定した基本方針は次のとおりであります。

(1) 取締役および社員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守および社会倫理を企業活動の原則とし、日常的に取締役が、代表取締役社長（以下、「社長」という）を筆頭にしてコンプライアンスの意義と重要性を全社員に理解させるように努める。
- ② コンプライアンス規程を制定し、取締役および社員が職務執行にあたり法令等を遵守することの周知徹底を図る。
- ③ 社長を委員長とするコンプライアンス委員会が、全社的なコンプライアンス体制の運用状況の確認および問題点に対する是正の検討を行い、取締役会に報告する。
- ④ 内部通報規程に基づき、内部監査室および社外弁護士が、役員および社員からの法令違反行為等に関する通報および相談の窓口となり、当該行為の早期発見、是正および防止に努める。
- ⑤ 内部監査室長は、取締役および社員による職務執行の法令等の適合性を監査し、社長に報告する。
- ⑥ 取締役および社員は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ① 総務部を管掌する取締役は、取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理につき、全社的に統括する。
- ② 総務部を管掌する取締役は、取締役会で定める文書管理規程に従い、職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ③ 取締役および監査役は、文書管理規程により、上記文書等を常時閲覧することができるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程を制定し、企業活動の持続的発展を阻害するあらゆるリスクに対処するシステムを構築する。
- ② 社長を委員長とするリスク管理委員会が、全社的なリスク管理体制の運用状況の確認および問題点に対する是正の検討を行い、取締役会に報告する。
- ③ 内部監査室長は、全社的なリスク管理体制の運用状況を監査し、社長に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役および社員は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 業務分掌、職務権限および意思決定ルールの策定
- ② 稟議システムを用いた意思決定
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会は、当社およびグループ会社間での内部統制システムに関する協議、情報の共有化、指示および要請の伝達等が効率的に行われているかを調査し、その結果を取締役に報告する。
- ② 内部監査室長は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告する。
- ③ 監査役は、当社およびグループ会社の監査を実施し、その結果を取締役に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制ならびにその社員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することが可能である。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役および社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および社員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- ② 上記の報告および情報提供として主なものは次のとおりとする。
 - ・ 各部門ミーティングへの参画
 - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用および通報の内容
 - ・ 監査役から要求された社内稟議書および会議議事録の回付
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ・ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ・ 重大な法令・定款違反
 - ・ その他コンプライアンス上重要な事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と取締役との間の定期的な意見交換をおこなっている。
- ② 内部統制システムに精通している弁護士・会計士と契約し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,714,676	流 動 負 債	3,683,969
現金及び預金	3,698,371	買掛金	308,984
売掛金	434,092	1年内返済予定の長期借入金	360,531
貯蔵品	296,722	未払金	496,955
前払費用	99,715	設備関係未払金	82,330
繰延税金資産	189,591	リース債務	285,440
その他	18,716	未払費用	17,525
貸倒引当金	△22,534	未払法人税等	489,000
固 定 資 産	5,094,439	未払消費税等	4,383
有 形 固 定 資 産	4,464,654	前受金	1,532,144
建物	955,891	預り金	3,674
工具、器具及び備品	1,759,593	賞与引当金	101,198
土地	375,396	その他	1,801
リース資産	311,524	固 定 負 債	3,841,039
建設仮勘定	1,062,248	長期借入金	3,190,900
無 形 固 定 資 産	129,212	リース債務	469,955
ソフトウェア	67,265	資産除去債務	89,595
リース資産	3,919	繰延税金負債	9,090
その他	58,027	その他	81,497
投資その他の資産	500,573	負 債 合 計	7,525,008
投資有価証券	21,600	純 資 産 の 部	
長期前払費用	45,930	株 主 資 本	2,225,521
敷金及び保証金	424,239	資本金	895,308
その他	8,803	資本剰余金	250
		資本準備金	250
		利 益 剰 余 金	1,329,962
		利益準備金	8,838
		その他利益剰余金	1,321,124
		繰越利益剰余金	1,321,124
		新 株 予 約 権	58,586
資 産 合 計	9,809,115	純 資 産 合 計	2,284,107
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,809,115

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,584,389
売上原価		5,767,802
売上総利益		2,816,587
販売費及び一般管理費		1,591,160
営業利益		1,225,427
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,597	
関係会社業務支送料	3,289	
技術指導料	5,322	
その他の	862	11,071
営業外費用		
支払利息	31,746	
支払手数料	10,149	41,896
経常利益		1,194,601
特別利益		
関係会社株式売却益	4,000	
新株予約権戻入益	370	4,370
特別損失		
固定資産除却損	29,064	
減損損失	60,353	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	69,747	159,165
税引前当期純利益		1,039,807
法人税、住民税及び事業税		509,288
法人税等調整額		△ 42,299
当期純利益		572,818

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成22年3月31日残高	895,308	250	250
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の消却			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計			
平成23年3月31日残高	895,308	250	250

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計		
	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成22年3月31日残高	4,499	875,566	880,065	△ 79,534	1,696,090	58,956	1,755,046
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	4,338	△ 47,726	△ 43,388		△ 43,388		△ 43,388
当期純利益		572,818	572,818		572,818		572,818
自己株式の消却		△ 79,534	△ 79,534	79,534	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						△ 370	△ 370
事業年度中の変動額合計	4,338	445,558	449,896	79,534	529,430	△ 370	529,060
平成23年3月31日残高	8,838	1,321,124	1,329,962	—	2,225,521	58,586	2,284,107

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 子会社株式及び
関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
- その他有価証券
時価のないもの…………… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 貯蔵品(サーバ)…………… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- (その他)…………… 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

- (リース資産を除く)…………… 定率法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|---------|
| 建物 | 3年から18年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年から15年 |

② 無形固定資産

- (リース資産を除く)…………… 定額法を採用しております。
- なお、サービス提供目的のソフトウェアについては、見込提供期間を勘案のうえ提供可能な有効期間(3年以内)に基づく定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- ④ 長期前払費用 …………… 定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(6) 重要な会計方針の変更

会計処理の変更

(資産除去債務に関する会計基準等)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益が15,767千円減少し、税引前当期純利益が85,514千円減少しております。

また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は77,993千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

設備資金借入金3,500,000千円(長期借入金3,190,900千円、1年内返済予定の長期借入金309,100千円)の担保に供しているものは、次のとおりであります。

土地 375,396千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,217,820千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 18,250千円

営業取引以外による取引高 3,289千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	44,998	—	1,610	43,388

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,610	—	1,610	—

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	43,388	利益剰余金	1,000	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月21日 定時株主総会	普通株式	43,388	利益剰余金	1,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月22日

(4) 事業年度末における新株予約権に関する事項

	平成18年6月27日 定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	316株
新株予約権の残高	316個

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
前受金	63,860千円
資産除去債務否認額	52,515千円
未払従業員賞与等	46,082千円
未払事業税	37,890千円
減損損失	35,035千円
投資有価証券評価損	7,238千円
貸倒引当金限度超過額	5,414千円
たな卸資産評価損否認額	3,016千円
未払事業所税	3,005千円
その他	3,429千円
繰延税金資産小計	257,489千円
評価性引当額	△59,191千円
繰延税金資産合計	198,297千円
(繰延税金負債)	
資産除去費用	17,796千円
繰延税金負債合計	17,796千円
繰延税金資産(負債)の純額	180,501千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 事業年度末日における取得原価相当額等

	取得原価 相当額	減価償却累計額 相当額	リース資産 減損損失累 計額相当額	期末残高 相当額
工具、器具及び備品	154,755千円	131,510千円	一千円	23,245千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	21,911千円
1年超	3,235千円
合計	25,146千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入によりこれを実施しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として非上場株式であり、四半期ごとに発行会社の財政状態の把握を行っております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。なお、デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	3,698,371千円	3,698,371千円	—
資産計	3,698,371千円	3,698,371千円	—
① 1年内返済予定の長期借入金	360,531千円	360,531千円	—
② 未払金	496,955千円	496,955千円	—
③ リース債務（短期）	285,440千円	285,440千円	—
④ 長期借入金	3,190,900千円	3,158,504千円	(32,395千円)
⑤ リース債務（長期）	469,955千円	481,804千円	11,849千円
負債計	4,803,782千円	4,783,235千円	(20,546千円)

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

現金及び預金

全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

① 1年内返済予定の長期借入金、③リース債務（短期）

全て短期で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 未払金

全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤ リース債務（長期）

元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に対する投資の金額	一千円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	一千円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,609千円

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	51,293円47銭
(2) 1株当たり当期純利益	13,202円24銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月13日

さくらインターネット株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 祥孝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、さくらインターネット株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月16日

さくらインターネット株式会社

常勤監査役	野 崎 國 弘	㊞
監 査 役(社外監査役)	小 川 清 司	㊞
監 査 役(社外監査役)	梅 木 敏 行	㊞
監 査 役(社外監査役)	吉 田 昌 義	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき1,000円
総額 43,388,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第8条（単元未満株式についての権利）を新設し、条数の繰り下げを行うものであります。本条の効力発生日は平成23年10月1日となります。

なお、現行定款第6条（発行可能株式総数）、第7条（単元株式数）につきましては、会社法第184条及び第191条の規定に基づき、平成23年5月16日開催の取締役会において、平成23年10月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を124,000株から24,800,000株に変更し、単元株制度を採用して1単元を100株とする旨の定款変更決議をしております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

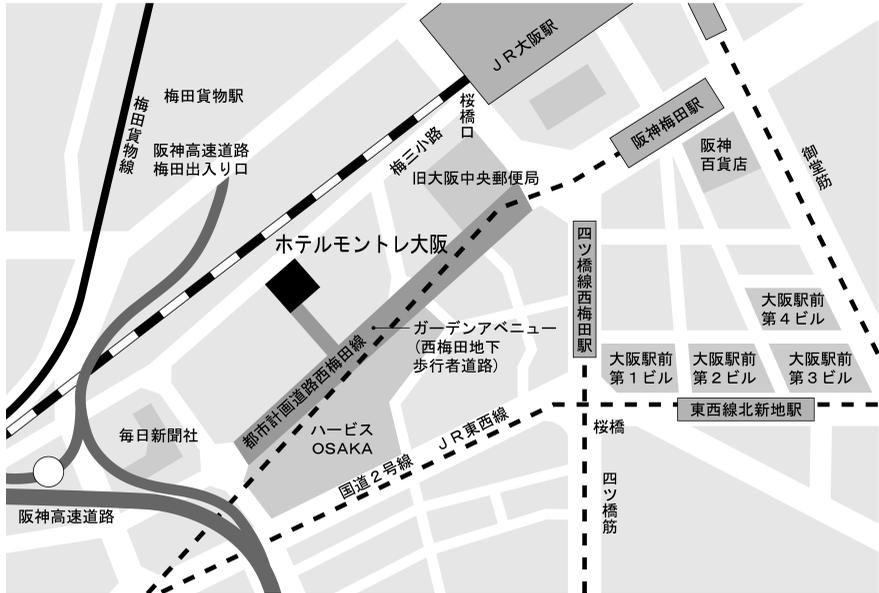
現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第8条～第43条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 第6条の変更ならびに第7条の新設およびこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成23年10月1日とする。</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 第6条の変更ならびに第7条、<u>第8条</u>の新設およびこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成23年10月1日とする。</p>

(注) 上記現行定款とは、平成23年5月16日開催の取締役会で決議された定款内容を示しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目 3番45号
ホテルモントレ大阪 14階 浪鳴館
TEL (06)6458-7111



- JR大阪駅（桜橋口）より徒歩 5分
- JR東西線北新地駅より徒歩 6分
- 阪神梅田駅より徒歩 5分
- 地下鉄四つ橋線西梅田駅より徒歩 5分
- 地下鉄御堂筋線梅田駅より徒歩 8分

証券コード 3778
平成 23 年 6 月 3 日

株 主 各 位

大阪府中央区南本町一丁目 8 番 14 号
さくらインターネット株式会社
代表取締役社長 田 中 邦 裕

第 12 回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 6 月 3 日付をもって皆さまにご送付申し上げました当社第 12 回定時株主総会招集ご通知に一部誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

敬具

記

訂正箇所

事業報告の (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成 23 年 3 月 31 日現在) (8 頁) につきまして、以下のとおり訂正させていただきます。

該当箇所	正	誤
担当及び重要な兼職の状況	NetEnrich, Inc.	NetEnrich 株式会社
(注) 9.	NetEnrich, Inc.	NetEnrich 株式会社

事業報告の貸借対照表 (15 頁) における無形固定資産の一部科目につきまして、以下のとおり訂正させていただきます。

(単位：千円)

正		誤	
科目	金額	科目	金額
ソフトウェア	52,181	ソフトウェア	67,265
その他	73,111	その他	58,027

以上